

# 日本大学芸術学部学生食堂運営業者に関する公募要領

日本大学芸術学部

## 1 募集概要

学生の健康的な食生活を支援し、快適な学習環境を提供するため、学生のニーズに応え、安心・安全でバランスの取れた食事を適正な価格で提供できる業者に委託することにより、学生の福利厚生を充実させることを目的とする。

## 2 事業の内容等

別紙1「学生食堂運営業者に関する仕様書」のとおり。

## 3 応募資格及び要件

別紙1「学生食堂運営業者に関する仕様書」に掲げる要件を満たすこと。

## 4 出店までのスケジュール（予定）

① 公募開始 令和8年6月18日（木）

② 質問受付 公募開始～6月25日（木）

※現場見学を希望する場合は、質問受付期間内に本学部へ申し出、許可を得た上で、見学を認める。ただし、見学の際は学生課員が立ち合う。

③ 質問回答 令和8年7月6日（月）

④ 申請書類一式提出期限 令和8年7月21日（火）

⑤ 審査（プレゼンテーション） 令和8年8月6日（木）（予定）

⑥ 選定結果通知 令和8年8月中旬（予定）

⑦ 契約締結 令和8年9月（予定）

## 5 申請書類等の提出について

① 提出期限：令和8年7月21日（火）

提出先：日本大学芸術学部学生課

〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1

(1) 持参 受付時間：平日9時～17時

(2) 郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る

② 提出書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 企画提案申請書（様式2）

(3) 誓約書（様式3）

(4) 履歴事項全部証明書の写し及び会社等の概要がわかるもの（パンフレット等）

(5) 提案書（自由様式とするが、以下項目を充足すること）

## 1 出店管理体制

- ① 本学部との連絡体制
- ② 衛生管理, 苦情・要望等に対する対応
- ③ トラブルに対する PL 保険等の加入について

## 2 メニュー構成

- ① メニューの内容及び価格  
※写真付き, 必要に応じて説明を記載

## 3 営業について

- ① 収支計画 (中期的な営業継続の見通し)
- ② 営業可能時間
- ③ 営業体制 (安全管理及び危機管理を含む)
- ④ 出店に要する学部負担経費 (出店に伴い建物工事等が必須の場合)  
※出店に伴い学部負担経費がある場合, 経費工面が不可だった場合落選とする。

## 4 その他参考となる事項 (以下項目の記載は任意とする)

- ① 大学における学生食堂実績等

※提出書類の製作及び提出にかかる経費は, 提案者の負担とする

※提出された書類の返却は行わない

### ③ 問い合わせ先

日本大学芸術部学生課 担当: 長部・下田

E-mail: art.gakusei@nihon-u.ac.jp

※問い合わせは, 質問書 (様式4) によりメールにて行うこと。

また, 公募開始から6月25日 (木) の期間に行うこと。質問

者には本学部提出のあったすべての質問についてメールにて回

答する。

## 6 審査について

下記のとおりプレゼンテーションを行う。

- ① 開催日時 令和8年8月6日 (木) (予定)
- ② 開催場所 日本大学芸術学部キャンパス  
※具体的な時間, 場所については, 申請者にメールで別途連絡する
- ③ 審査員 日本大学芸術学部学生生活委員会 (13名前後)
- ④ プレゼンテーション時間 1社25分 (説明15分, 質疑応答10分)
- ⑤ 参加人数 1社あたり企画責任者を含め最大3名

※ただし, 申請書提出が1社の場合や提出書類の内容から判断し, プレゼンテーションを行わない場合がある。

## 7 評価方法

### ① 審査基準

別紙3「審査基準」のとおり。

### ② 評価方法

提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に判断し、審査基準に基づいて、審査員がそれぞれ評点を決定する。

### ③ 候補者の選定

審査基準による評点合計が最も高い者を候補者として選定する。

### ④ 失格事項

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (2) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (3) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (4) 提出書類が仕様書に定める要件を満たしていない場合

## 8 結果の通知

令和8年8月中旬(予定)にメールにて可否について連絡する。なお、順位及び得点についての詳細は公表しない。

## 9 契約

選定の結果、契約予定者第1位決定後、契約内容の打合せを行う。契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。この場合、契約予定者第2位以下の者と契約条件の締結を行うものとする。契約交渉の結果、契約の相手方として決定した場合、契約書を作成するものとする。

## 10 その他留意事項

- ① 学生への提供が主となるため、リーズナブルな料金設定を心掛けること。
- ② 学生食堂の出店にあたっては、食品衛生法、消防法等の関連法令に準拠すること。
- ③ 保険加入等、必要な手続きは管理業者が責任を持って行うこと。
- ④ 大学内の美観や環境に配慮すること。

## 11 本学部参考情報

### ① 学生数及び教職員数

学生数(大学院生含む) 4,014名 (令和8年5月1日現在)

教職員数 897名 (令和8年5月1日現在)

### ② 大学休業日

日曜日、国民の祝日、創立記念日(10月4日)、春季休業、夏季休業、冬

季休業（詳細は、令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（別紙4））

- ③ 日本大学芸術学部キャンパスマップ（別紙5）出店場所：食堂棟  
以 上

<本件担当・連絡先>

日本大学芸術学部学生課 長部・下田

〒176-8525

東京都練馬区旭丘2-42-1

TEL：03-5995-8204, FAX：03-5995-8329

E-mail：art.gakusei@nihon-u.ac.jp

## 学生食堂運営に関する仕様書

### 1 件名

日本大学芸術学部学生食堂運営に関する業務

### 2 目的・趣旨

学生の健康的な食生活を支援し、快適な学習環境を提供するため、学生のニーズに応え、安心・安全でバランスの取れた食事を適正な価格で提供できる業者に委託することにより、学生の福利厚生を充実させることを目的とする。

### 3 業務概要

① 食堂業務（昼食）の提供。メニューは原則として一任するが、次の点に留意し、利用者へのサービスの向上を図ること。

- (1) 美味しく栄養バランスの取れた食事の提供
- (2) 材料費等を勘案した適正な価格とそれに応じた適正な食事の提供
- (3) 安心・安全な食事の提供
- (4) 学生の昼食時間（50分）で対応する食事環境の提供の工夫
- (5) 食堂の混雑具合を勘案しながら、テイクアウト・メニューや弁当販売などの提供。その他、提供方法に係る学部からの要望に対して柔軟な対応
- (6) 継続的な食堂運営のための収支計画・時間帯を勘案した従業員の適正な配置体制の確立
- (7) 衛生管理・安全管理は勿論のこと、従業員への教育・研修の実施
- (8) 本学部への協力・支援体制の確立

#### ② 委託方法

候補者として選定された受託者は、本学部と食堂業務委託契約を締結し、下記委託期間で、食堂の営業・管理を行うものとする。

- (1) 厨房設備、空調、什器、食器等は学部負担とするが、既存使用を原則とする。
- (2) 業務委託料の支払いは行わない。
- (3) 食堂の売り上げは全て受託者に帰属するものとする。
- (4) 閑散期等の営業補償は実施しない。

#### ③ 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

ただし、業務実績が良好で学生・教職員から好評を得られている場合には、契約を2回まで更新することができる。

### 4 施設等

① 住 所 東京都練馬区旭丘2-42-1

日本大学芸術学部部食堂棟1階

② 席数数 260席（最大）

③ 利用対象者 学 生：4,014人（令和8年5月1日現在）

教職員： 897人（令和8年5月1日現在）

#### ④ 備 考

- (1) 施設の概要は別紙「平面図」及び「学生食堂調理機器等一覧」を参照（本資料は希望者のみに提供いたします）。
- (2) 学部内施設のため、学外者向けには学生食堂は解放しない。

#### 5 経費負担

別紙2参照

#### 6 売上報告

月末を締め日として、翌月15日までに売上詳細・売上金額等を本学部に報告すること。

#### 7 営業時間、営業日

営業日は、原則として授業実施期間（月曜から土曜まで）とする（別紙4「令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（参考）」のとおり）。

また、祝祭日における授業実施日は原則、営業するものとする。

営業時間は、原則として11:00から13:30は必須とするが、その他の時間帯での営業が可能な場合は、別途協議のうえ変更することができる。

#### 8 応募資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 学生食堂またはそれに準ずる食堂の運営実績があり、学生食堂の出店・管理運営体制を整備していること。
- ② 食品衛生法に基づいた管理体制となっていること。
- ③ 原則として全ての授業実施日に営業できること。
- ④ 令和9年4月1日より営業が可能なこと。
- ⑤ 緊急時の対応体制を有すること（緊急時等に迅速な応援対応が可能となるような体制がとれていること）。
- ⑥ 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受けていないこと。  
又は、自らこれらを申し立てていないこと。
- ⑦ 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税等の滞納をしている者でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

## 9 応募要件

- ① 学生が日常的に利用できる価格帯で販売ができること。
- ② 価格に対しての満足度（コストパフォーマンス）が高く、十分なボリュームがあり、適切な味付けの昼食を販売できること。
- ③ 魅力的なメニューが提供できること。
- ④ 日替わりランチ等バリエーションを考えたメニューが提供できること。
- ⑤ 注文を迅速に提供できること。
- ⑥ テイクアウトの対応ができること。設備のパン焼き器を使ったパンの販売ができること。
- ⑦ 運営方針、特色等、本学の掲げる学生ファーストの理念に合致していること
- ⑧ 中期的な営業継続の見通しがあること

## 10 その他

- ① 関係法令を遵守し、事故・トラブル発生時は速やかに報告・対応すること。
- ② 本学部が許可した場所以外への張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。
- ③ 学生食堂管理・運営業務に対する要求事項に記載のない事項は、本学部と事業者との協議の上、決定する。
- ④ 期間中の学生食堂の出店管理・運営業務に対する要求事項の変更等は別途協議の上、決定する。

以 上

## 《経費負担区分》

項 目		負担区分		主 要 な 内 容
		大学	業者	
施設・設備関連		○		本件食堂の設備機器およびこれらに関わる償却費
什器備品		○		本件食堂のイス、テーブル、サンプルケース、レーンの案内表示板、食券自動販売機等
食材費			○	主食分、副食分
業者従事者の人件費			○	業者の従事者の給与・賞与・諸手当・教育訓練費
消 耗 品 費	厨房用消耗品		○	洗剤、日常清掃用具、アルミホイル等
	接客用消耗品		○	包材、ダスター、爪楊枝、紙ナプキン、ロールペーパー等
	事務用消耗品		○	業者の専用帳票類等
	料理道具	○		鍋、釜、包丁等
	食器類	○		食器(茶碗、皿、箸、スプーン、フォーク等)
	ユニホーム		○	業者従事者の制服作成、補充、クリーニング費
水光熱費		○		水道代、電気代、ガス代、空調費
交通費			○	業者従事者の業者会議への出席、業者本社への出張等
通信・郵便代			○	業者の業務用電話、データ通信
			○	業者の郵便物、宅急便料金等
宣 伝 費	装飾費	○		植木、絵画、花器、花等
	販促費		○	メニュー表、サンプル装飾、営業時間の案内、その他営業用掲示物等
営 繕 費	検査保安料	○		電気保安、消防設備、空調設備、浄化槽等
	什器・備品修繕	○		業者の責めのの帰すべき事由によるものは業者負担
	施設修繕	○		業者の責めのの帰すべき事由によるものは業者負担
清 掃 費	定期清掃	○		グリストラップ、ダクト、床ワックス等の定期清掃
	日常清掃		○	厨房、ホール内の日常簡易にできる清掃
	ゴミ処理	○		生ゴミ、残飯、廃油等の処理
一 般 費	リース料	○		大学の所有する設備、機器等のリース料
	検体料		○	業者従事者の健康診断、検便
	募集媒体費		○	業者従事者の募集
	損害保険料		○	業者の本件業務遂行に関する総合保険
	行政届出料		○	営業許可書の申請等
券 売 機	本体	○		
	修理用費用	○		
	消耗品(ロール紙)		○	
	鍵の管理		○	
	釣銭の管理		○	
	初期費用及び月額費用	○		マルチ決裁端末導入費及び月額通信費
	利用時の手数料		○	マルチ決裁端末利用手数料

その他	オフィス事務機		○	パソコン、プリンター、電話・FAX等
	更衣室・休憩室			ロッカー、下駄箱、ゴミ箱、傘たて、テーブル、イス
	従業員用トイレ備品	○		手洗い用洗剤等
	害虫駆除	○		防虫、防鼠の費用

以上

## 審査基準

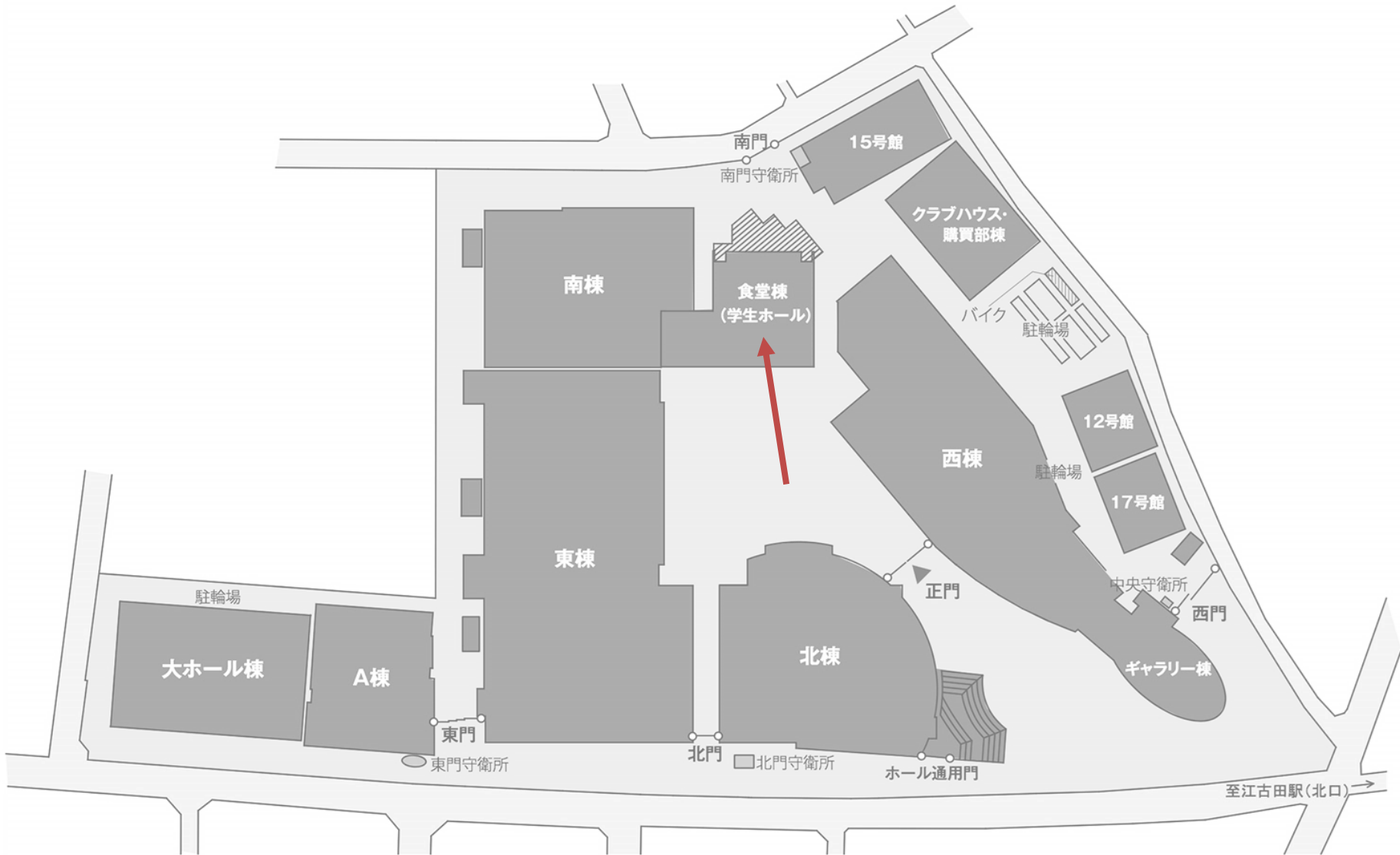
No.	審査基準項目	評価ポイント
1	メニュー構成	学生が日常的に利用できる価格帯となっているか
2		十分なボリュームがあるか
3		魅力的なメニューバリエーション（日替わりランチ等）になっているか
4		注文を迅速に提供できるか
5		テイクアウトの対応はあるか 設備のパン焼き器を使ったパンの販売ができるか
6	経営方針，特色	運営方針，特色等，本学の掲げる学生ファーストの理念に合致しているか
7		中期的な営業継続の見通しがあるか
8	実績	学生食堂等の運営実績
9	その他	審査基準以外で評価できる点について加点する

## 令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（参考）

4月1日～4月7日	各種ガイダンス期間
4月8日	新入生歓迎式
4月10日～7月30日	※授業期間
7月31日～9月18日	夏期休暇期間
9月19日～12月23日	※授業期間
10月4日	創立記念日
12月24日～1月12日	冬期休暇期間
1月13日～1月26日	※授業期間
1月27日～3月31日	学年末休暇期間

※令和9年度授業日程は未定のため、令和8年度授業期間を参考とする。  
また、学事日程等の都合により営業できない日が発生する可能性がある。

# 日本大学芸術学部キャンパスマップ



様式 1

## 参加表明書

日本大学芸術学部長 殿

日本大学芸術学部学生食堂運営に関する業務

募集について、下記のとおり参加の意思表示をします。

### 記

企業・団体名及び 支店等名	
所属部署・役職名	
氏名（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

日本大学芸術学部長 殿

## 企画提案申請書

日本大学芸術学部学生食堂運営業者に参加したいので、公募要領に示す資格条件を満たすことを誓約し、関係書類を提出します。

&lt;提出書類 (A4 判) &gt;

- ① 参加表明書 (様式 1)
- ② 企画提案申請書 (様式 2) (本書)
- ③ 誓約書 (様式 3)
- ④ 会社等の概要がわかるもの (履歴事項全部証明書及びパンフレット等)
- ⑤ 提案書 (自由様式)

申請者	
企業・団体名・支店等名 代表者役職名 代表者氏名	①
所在地	〒
資本金	
担当者連絡先	
所属部署・役職名	
氏名 (ふりがな)	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

## 誓約書

私（当社）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- ①法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ①暴力的な要求行為を行う者
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤その他前各号に準ずる行為を行う者

令和8年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

様式4

令和 年 月 日

日本大学芸術学部 学生課 御中

業者名

電話

メール  
アドレス

質問書

No.	質 問	回 答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		